

平成 20 年 7 月 9 日
財団法人 郵政福祉

法人税に係る東京国税不服審判所の裁決等について

当法人は、平成 19 年 2 月 27 日東京国税局から「日本郵政公社に対して貸し付けている郵便局舎及び職員宿舎の賃貸収入は、収益事業とされる不動産貸付業に係る収益となる。」として、法人税に関する更正処分を受けました。

しかしながら、当法人の見解は、税務当局と大きく相違することから、平成 19 年 4 月 19 日 東京国税不服審判所へ審査請求書を提出していたところ、平成 20 年 7 月 3 日 裁決が下され、職員宿舎の貸付については、不動産貸付業ではないとの当法人の主張が認められ 約 12 億円（宿舎は平成 16 年 9 月末 公社へ売却のため平成 15 年 4 月からの 1 年 6 ヶ月分）の法人税が取り消されました。

今後は、郵便局舎の貸付について、東京地方裁判所へ原処分の取消訴訟を起こす所存です。